

「デジタル経済関連産業における個人情報ファイル の安全と保全の管理方法」について

デジタル技術の日々の発展に伴い、個人情報の収集、処理そして利用の方法は、徐々に伝統的な紙面から、電子ファイルへと変化してきている。台湾のデジタル発展部は2023年10月12日、個人情報の保護を促進するため、個人情報保護法第27条¹第3項に基づき、「デジタル経済関連産業における個人情報ファイルの安全と保全の管理方法」(以下、「本方法」という)を發布した。これにより、関連業者は本方法の施行日から3カ月以内に、「個人情報ファイルの安全と保全計画」及び「事業終了後の個人情報の処理方法」を制定しなければならず、違反業者は、個人資料保護法第48条第2項²により、最高でNT\$1500万の過料に処される恐れがある。

1. 規範対象

本方法第2条により、いわゆるデジタル経済関連産業業者(以下、「業者」という)とは、次に掲げる業種の自然人、私法人又はその他の団体をいう。

行政院主計総処業種統計分類 の分類番号及び業種名称		本方法の適用業種
4871	電子商取引及び通信販売業	インターネット方式による商品の小売りに従事する業種(テレビ、ラジオ、電話等その他の電子媒体による通信販売を含まない)

¹ 個人情報保護法第27条

非公務機関が個人情報ファイルを保有する場合、個人情報が窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏洩されることを防止するため、適切な安全措置を講じなければならない。(第1項)

目的事業の中央主務機関は、非公務機関を指定して、「個人情報ファイルの安全と保全計画」又は「事業終了後の個人情報の処理方法」を制定させることができる。(第2項)

前項の計画及び処理方法の基準など関連事項の方法は、目的事業の中央主務機関の定めるところによる。(第3項)

² 個人情報保護法第48条第2項

非公務機関が第27条第1項に違反し、又は第2項に基づかずに「個人情報ファイルの安全と保全計画」若しくは「事業終了後の個人情報の処理方法」を制定していない場合は、目的事業の中央主務機関又は直轄市、県(市)政府によりNT\$2万以上NT\$200万以下の過料に処するほか、期限を定めて是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合、その都度NT\$15万以上NT\$1500万以下の過料に処する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

582	ソフトウェア出版業	ソフトウェア出版業
620	コンピュータープログラムの設計、問い合わせ及び関連サービス業	コンピュータープログラムの設計、問い合わせ及び関連サービス業
6312	データ処理、ホスティング及びウェブホスティングサービス業	顧客に代わってデータ処理、ホスティング、ウェブホスティングサービス及び関連サービスに従事する業種(ストリーミングサービスを含まない)
639	その他の情報サービス業	その他の情報サービス業
6699	分類されないその他補助的金融業	第三者決済サービス業(その他の補助的金融業を含まない)

2. 本方法の要点

以下に本方法の要点を簡略にまとめる。

- (1) 業者は、その業務の規模及び特性に応じて、管理人員を配置し、個人情報保護管理ポリシー及び安全保全計画の制定、改正、執行を行わせるほか、内部人員に確実に理解させ、関連法令³を遵守させなければならない。
- (2) 業者は、その収集、処理又は利用した個人情報を定期的に点検し、発生しうるリスクを評価して、適切な管理措置と対応措置⁴を講じなければならない。
- (3) 事故が発生した場合、業者は適時に電子メール、ショートメッセージ、電話又はその他当事者が知悉するのに便利で適切な方法により、事故の発生状況と処理方法を当事者に通知した上で、当事者に後続する問い合わせ用ホットラインとその他の問い合わせ手段を提供しなければならない。仮に個人情報のセキュリティ事故により、業務の正常運営又は大量の当事者の権益を脅かした場合は、業者は事故を知悉した後から72時間以内に、「業者の個人情報漏洩通報表」の書式に沿ってデジタル発展部に通報し、又は直轄市、県(市)政府に通報すると同時にデジタル発展部⁵に通知しなければならないとしている。また、デジタル発展部によると、企業は、個人情報漏洩の疑いがあり又はその他の情報セキュリティ関連の事件が発生した場合、主務機関に通知

³ デジタル経済関連産業における個人情報ファイルの安全と保全の管理方法(本方法)第4条、第5条参照

⁴ 本方法第6条、第7条参照

⁵ 本方法第8条参照

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

し次第、財団法人台湾ネットワーク情報センター（TWNIC）が運営を担当している台湾コンピューターネットワーク緊急対応・調整センター（TWCERT/CC）⁶に通報することもできると示している。

- (4) 業者は個人情報の収集、処理及び利用の内部管理手順を制定するほか、個人情報保護に関連する法令の規定⁷に符合しなければならない。
- (5) 業者が個人情報を国際送信する場合には、関連法令を遵守するとともに、当事者に送信地域を通知し、適切に受信者の監督を行わなければならない⁸。
- (6) 業者は、データのセキュリティ管理、人的安全管理、意識向上及び教育訓練、並びに適切な設備セキュリティ管理措置を含む個人情報セキュリティ保守を着実に実施しなければならない⁹。
- (7) 業者は、個人情報の安全監査体制を構築し、関連記録又は軌跡等を少なくとも5年間保存し、個人情報安全管理計画の総括的な改善体制を継続的に実施しなければならない¹⁰。
- (8) 業者の資本金が NT\$1000 万以上的の場合、又は保有する個人情報の数が 5000 件以上に達する場合は、一部の安全措置について、少なくとも 12 か月ごとに一回、その改善と検討を実施しなければならない¹¹。

⁶ TWCERT/CC のウェブサイト参照 (<https://www.twcert.org.tw/tw/mp-1.html>)

⁷ 本方法第 9 条参照

⁸ 本方法第 10 条参照

⁹ 本方法第 11 条から第 14 条参照

¹⁰ 本方法第 15 条から第 17 条参照

¹¹ 本方法第 18 条参照

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。